

建設工事一般競争入札調査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事一般競争入札調査委員会設置要綱第9条の規定により、入札調査委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

(岡山県建設工事一般競争入札調査委員会への上申)

第2条 本庁が執行する契約以外のものについては、当該契約を執行する県民局、県民局出先事務所又は出先事務所（以下「出先機関」という。）の入札調査委員会の調査審議を経て、当該出先機関の長が、岡山県建設工事一般競争入札調査委員会に上申するものとする。

2 県民局出先事務所の長が前項の上申を行う際は、当該県民局出先事務所を所管する県民局長を経由して行うものとする。

(案の調整)

第3条 入札調査委員会において調査審議を行う事項の案の調整は、当該入札調査委員会の庶務を処理する課が行うものとする。ただし、岡山県建設工事一般競争入札調査委員会が調査審議する農林水産部の所管する工事に係る事項の案の調整は、農林水産部農政企画課が行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。